

従業員の退職金は ご準備できていますか？

特定退職金共済制度

POINT



- ◎将来必要な従業員の退職金を**計画的に準備**でき、掛金は全額「**損金・必要経費**」に算入できます。(非課税)
- ◎大企業、中小企業、個人事業所など規模による**加入制限なし**。
- ◎公共事業の受注業者に関する「**経営事項審査**」の項目に**加点**されます。
- ◎中小企業退職金共済との重複加入も認められます。

掛金

掛金月額

被共済者1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。
(お申出により30口を限度として加入口を増加することができます)

掛金の負担

全額事業主負担です。

給付金の受取人

- この制度の給付金の受取人は、被共済者(加入従業員)です。
- 給付金、解約手当金、掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払(返還)できません。

**企業も従業員も
将来が安心！**

給付金

この制度の給付金は「退職給付金」「遺族給付金」等でのお支払いになります。

※ご加入に際しましては、所定のパンフレットを必ずご覧ください。

《お問い合わせ先》
**倉敷商工会議所
共済係**

〒710-8585 倉敷市白楽町249-5
TEL 086-476-1005
soudan@kura-cci.or.jp